

○大学院既修得単位の認定に関する運営要領

(平成 21 年 9 月 16 日)

(趣旨)

第1条 沖縄県立看護大学大学院学則第 33 条の規程に基づき、学生が本大学院入学前に修得した単位の認定（以下「認定」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生が認定を申請する場合には、入学時に、次の書類（以下「認定書類」という）を学務課に提出しなければならない。

- (1) 大学院既修得単位認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 大学院認定希望科目申請書（様式第 2 号）
- (3) 成績証明書
- (4) 当該大学院等の講義内容が判断できる書類（院生便覧及びシラバス等）

2 学生から認定書類の提出があった場合、学務課は速やかに研究科長に当該書類を提出する。

(一次認定)

第3条 学務課から認定書類の提出があった場合、研究科長はただちに既修得単位認定のための臨時研究科教務委員会（以下「委員会」という）を開催する。

2 委員会は、院生便覧、シラバス及び成績証明書に基づき、大学院既修得単位認定書（様式第 3 号）により認定の可否を決定する。

3 委員会は、院生便覧及びシラバス等を提出できなかった認定希望科目については、認定しない。

4 研究科長は、認定の可否に基づき、必要があれば既修得単位認定申請者と面接を行うことができる。

5 研究科長は、認定希望科目が専任教員によって教授されている場合、必要に応じて、認定の可否の検討を専任教員に依頼することができる。

6 研究科長は、委員会を再度開催し、委員会において面接結果等に基づき、認定の可否を決定する。

(最終認定)

第4条 委員会は一次認定の結果を研究科委員会に提案し、研究科委員会は認定の可否を決定する。

(通知)

第5条 学務課は、履修登録確認期間に、認定結果を、大学院単位認定通知書（様式第 4 号）により当該院生に通知する。

2 院生は単位認定通知書を受け取るまでは、認定希望科目について履修登録を行い、授業に出席しなければならない。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。